



後期高齢者医療保険

●後期高齢者医療被保険者証が更新されます



現在の被保険者証（保険証：桃色）の有効期限は7月31日(月)です。

8月1日(火)から使用できる保険証(水色)の有効期限は、平成30年7月31日までの1年間です。7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の保険証を窓口で受け取ってもらうことがあります。

8月1日以降に医療機関を受診するときは、新しい保険証(水色)を窓口で提示してください。

7月31日までに新しい保険証(水色)が届かない場合は問い合わせください。

●限度額適用・標準負担額減額認定証が更新されます

現在使用中の、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日(月)です。

減額認定証をすでに持っている人で、平成29年度の住民税が非課税世帯の人には、8月1日(火)からの新しい減額認定証を、保険証とは別に7月下旬に郵送します。



減額認定証とは

世帯全員が住民税非課税である人が、入院または高額な外来診療を受けるときに、減額認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担額は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、市民課保険係⑩番窓口で申請してください。

【申請に必要なもの】

●保険証 ●窓口に来る人の印鑑 など

○高額療養費の上限額について(月額)

負担区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円 平成29年8月以降57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%(*4)
一般	12,000円 平成29年8月以降14,000円(*3)	44,400円 平成29年8月以降57,600円(*4)
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

*3:平成29年8月以降、一般区分の方の外来分に対して、年間144,000円の限度額が設けられます。

*4:過去12か月以内に世帯単位の高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降は44,400円になります。

後期高齢者医療保険料の納付相談
保険証・各種手続きについての問い合わせ
市民課保険係⑩番窓口 ☎85-7139

●保険料額決定通知を郵送します

平成28年中の所得が確定したことにより、後期高齢者医療保険料が決定しました。被保険者(加入者)のみなさんへ「平成29年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月上旬に郵送します。

●保険料の計算方法(平成29年度)

均等割額 (被保険者全員が均等に負担)	所得割額 (所得に応じて負担)	保険料(年額)
56,085円 世帯の所得に応じて 軽減措置があります(*1)	+ [総所得金額等-33万円] ×11.17%(所得割率) 被保険者の所得に応じて 軽減措置があります(*2)	= 均等割額と 所得割額の合計 最高限度額57万円 10円未満切り捨て

●保険料の軽減措置について

(※1)○均等割額の軽減

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額(年額) 平成29年度	同一世帯内の被保険者及び世帯主の 軽減対象所得金額の合計額
9割軽減	5,608円	[33万円(基礎控除額)]以下で、かつ[被保険者全員が 年金収入80万円以下(その他各種所得がない)]
8.5割軽減	8,412円	[33万円(基礎控除額)]以下
5割軽減	28,042円	[33万円(基礎控除額)+27万円×被保険者数]以下
2割軽減	44,868円	[33万円(基礎控除額)+49万円×被保険者数]以下

※「9割軽減、8.5割軽減」は原則「7割軽減」ですが、特例措置により「9割軽減、8.5割軽減」となっています。

(※2)○所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下(公的年金のみ)の場合は、収入額で211万円以下の人は、所得割額が2割軽減となります。

軽減割合	総所得金額等
2割軽減	91万円以下の方

○社会保険の被扶養者であった方の 保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、被保険者均等割額が7割軽減となります。

軽減割合	軽減後の保険料 (年額)
7割軽減 所得割額はかかりません	16,825円